

院日記』の記載は水野正好氏、卒塔婆については藤澤典彦氏に多大のご教示を賜わった。

## 9

### 関係文献

和田 萃「東大寺三社池出土の絵塔婆」『仏教史学研究』三四一  
一九九一年)

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館『大和を掘る——一九九〇  
年度発掘調査速報』(一九九一年)

(今尾文昭)

## 奈良・藤原宮跡

1 所在地 奈良県橿原市高殿町

2 調査期間 第六一次調査 一九九〇年(平2)四月~八月

3 発掘機関 奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部

4 調査担当者 代表 牛川喜幸

5 遺跡の種類 宮殿・官衙跡

6 遺跡の年代 七世紀末~八世紀初頭

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

調査地は藤原宮大極殿院・内裏の東外郭東側および東方官衙地域の西辺部にあたり、調査は第四次調査区の北に接して調査区を設けて実施した。調査面積は一一〇〇m<sup>2</sup>。



(积文)

順教房法印  
(カ)  
逆修興兼

天正六(寅)七月十日

(『寧樂』一四  
一九三一年、による)

SD一〇五は藤原宮東半地域の基幹排水路で、最大幅5m、深さ

九・東大溝SD一〇五・南北溝SD八五〇の三条の溝、東方官衙の西を限る南北溝SA六六三〇と官衙内の掘立柱建物などがある。

木簡は、SD一〇五から二四点(うち削削五点)、SD八五〇から五六点(うち削削九点)、計八〇点が出土した。

○・七mある。堆積層は二層あり、下層には補修の痕跡が認められ、最上層は埋め立てられている。木簡は瓦・土器・木製品とともに下層から出土した。なおSD1〇五南半の両岸には、大小の穴が順に並ぶ橋脚状遺構SX八六一がある。

SD八五〇は東方官衙の西を限る溝で、幅1・4m、深さ0・7mある。堆積層は三層あり、最上層は埋め立てられ、木簡は瓦・土器とともに下層から出土した。なおSD八五〇とSD1〇五の間は幅約一七mの南北宮内道路である。

## 8 木簡の収文・内容

### 東大溝SD1〇五

- (1) 「<sup>(マ)</sup>己亥年九月七日 (117)×68×7 011
- (2) □ 阿佐為評 (172)×(8)×8 081
- (3) •「<sup>マ</sup>吉備中國下道郡 158×(20)×4 032
- 「<sup>マ</sup>矢田里矢田マ刀祢 <sup>〔李カ〕</sup>
- 「<sup>マ</sup>他田里□家 <sup>〔留カ〕</sup> 人麻× (112)×(23)×2 039\*

(1)の己亥年は文武天皇三年(六九九)。(2)の阿佐為評は近江国の浅井郡(評)のこと。浅井評は『竹生島縁起』に見え、既に評としての存在が知られていた(奈良国立文化財研究所『藤原宮木簡』一解説所収「評名一覧」)が、木簡では初出である。

### 南北溝SD八五〇

(4)は中務省が「<sup>〔留カ〕</sup>守省」に宛てて出した牒の冒頭部分。本牒は俗官官司間で用いられた牒であるが、早川庄八「公式様文書と文書木簡」(『木簡研究』七一九八五年)によれば、牒は現実には下達文書・上申文書・平行文書のいずれとしても用いられている。従って本牒もそのいずれであるのかは明らかではない。養老儀制令車駕巡幸条

- (4) 「中務省牒 <sup>〔留カ〕</sup>守省 (127)×(17)×4 081\*」  
 (5) 「諸陵司 召土師宿祢廣庭 土師宿祢国足」  
 (6) 「土師宿祢大海 □四人 261×(16)×4 011\*」  
 (7) □ □ □ □ 南貴 (183)×(11)×3 081
- (8) •「辛犬□」 (176)×19×6 051
- (9) •「<sup>マ</sup>政人一 奴人□」  
 •「<sup>マ</sup>備前國 <sup>〔河カ〕</sup> □磨郡 (112)×(23)×2 039\*

および養老公式令車駕巡幸条によれば、天皇の巡幸にあたって京師に守・留守官が置かれる、とある。本牒の宛先が「留<sup>カ</sup>守省」とされている事情は明らかではない。

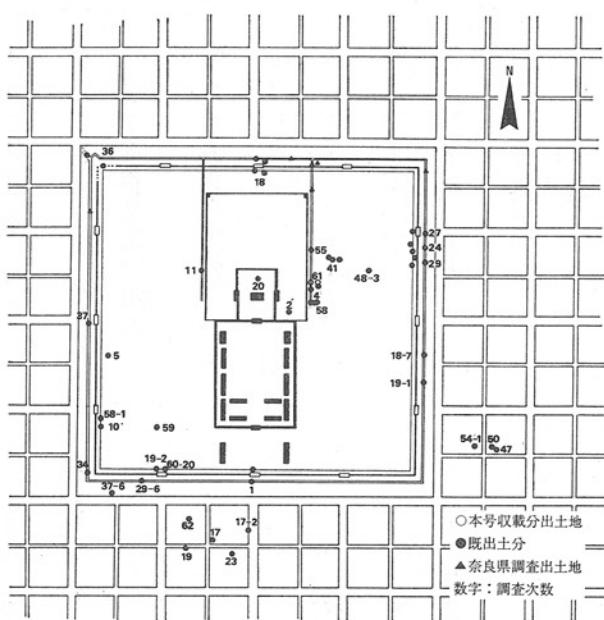
(5)は諸陵司が土師宿称廣庭以下四人を召した召文。諸陵司には土部一〇人が配属されていたので、彼らは諸陵司所属の土部と考えられる。土部を召集した事情は明らかではないが、あるいは葬送に関わってのものであったか。養老喪葬令百官在職条には、三位以上および皇親の葬送にあたって土部が派遣され、喪礼を示す、と見える。

(9)は備前国珂磨郡他田里からの荷札。珂磨郡は『和名抄』に郡として見えないが、磐梨郡に類似した名称の那磨郷がある。池邊彌『和名類聚抄郡郷里驛名考證』に那磨郷の「那」は「珂か」とする。天平神護二年(七六六)には珂磨郷の存在が知られ(『続日本紀』同年五月丁丑条)、赤坂郡から藤野郡へのち和氣郡に改名に移管される。珂磨郷を含む吉井川西岸地域は、その後七八八年(延暦七)、磐梨郡として独立した郡となり、同時に藤野駅を吉井川西岸に移した(『続日本紀』同年六月癸未条)。『延喜式』にみえる珂磨駅がこれにあたる。木簡には時々『和名抄』に見えない郷や里が見え、備前国では奈良時代に入つても郡の新設、郡界の変更や郷の編成替えが度々行なわれたことが知られ(例えば藤野郡嶋村郷、邑久郡方上郷・八浜郷、赤坂郡檜<sup>ノ</sup>郷、下道郡揭勢里・安度郷・長野里など)、また推定されている(『岡山県史』古代Ⅱ 一九八九年)。珂磨郷の場合、その状況が

さらに複雑な様相(郡から郷への格下げと所属郡の変更)を呈し、本木簡は吉備の古代史を考える上で極めて重要な問題を含むものである。

## 9 関係文献

奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』  
一〇(一九九一年)  
同『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』二一(一九九一年) (橋本義則)



藤原宮・京跡木簡出土地点略図